

熊本県公報

第 1 2 3 7 8 号 平成 26 年 12 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告示	
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	1
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1
○漁船保険義務加入同意の承認(大道加入区)・・・・・・・・・・・・・(団体支援課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・ (砂防課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・ (〃)	15
○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課)	16
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(″ ″)	16
〇熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定・・・・・ (くらしの安全推進課)	16
公 告 (74 ## 3E)	
○道路の位置指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課)	17
〇土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課)	17
○熊本県外に主たる営業所を有する建設業者の平成27年度熊 本県入札参加者資格審査申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(監理課)	17
本県入札参加者資格審査申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(監理課) ○測量、建設コンサルタント業者等の平成27年度熊本県入札	1 /
○側重、建設コンリルタンド乗有寺の平成27年度熊本県八札 参加者資格審査申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(» »	19
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・・・・・・・・・・(商工振興金融課)	23
○熊本県防災行政無線システム再整備工事に係る一般競争入札	20
	24
の落札者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(危機管理防災課) ○三角港港湾計画の軽易な変更の概要・・・・・・・・・・・・・・・(港湾課)	24
○水俣港港湾計画の軽易な変更の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・(″ ″)	$\overline{25}$
登 載 依 頼	
○平成26年度第5回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の	
開催(感染症発生動向調査企画委員会)	26
○松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札の実施	
······ (熊本県道路公社)	26

告 示

熊本県告示第1187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成26年12月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延 長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般県道	松橋停車	宇城市松橋町久具字猫迫		13.9		2 4 条
	場線	684番地先から	前	\sim	9.4	工事
		同所		14.5		
		688番地1地先まで		14.0		
			後	\sim	9.4	
				14.8		

2 区域を変更する期日 平成26年12月19日

熊本県告示第1188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路

保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

- 1					
	道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
				(メートル)	
	一般県道	部田見木葉	玉名郡玉東町大字上白木字鐘丸	74.3	防安交
		線	174番6地先から		(改築)
			同所		
			203番6地先まで		

2 供用を開始する期日 平成26年12月19日

熊本県告示第1189号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大道加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。 平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 明瀬(207-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 一の瀬(207-1-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地 天草市本渡町本戸馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 水の平-1 (207-1-011-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市本渡町本戸馬場 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 4 水の $\overline{\Psi}$ -2 (207-1-011-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本戸馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 山仁田1 (207-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

天草市本渡町本戸馬場

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 本泉1-1 (207-3-007-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本戸馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

7 本泉 1 - 2 (207-3-007-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本戸馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 本泉2-1 (207-3-008-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本泉
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 9 本泉 2 2 (207-3-008-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本泉
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 10 本泉3(207-3-009)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本泉
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 西の久保1-1 (207-3-010-1) 1 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 西の久保1-2(207-3-010-2)

- 1 2
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- **柯ノ原1-1 (207-1-006-1)** 1 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 枦ノ原1-2(207-1-006-2)

- 1 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 枦ノ原1-3 (207-1-006-3) 1 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 枦ノ原1-4(207-1-006-4)

- 1 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

- **桓ノ原1-5 (207-1-006-5)** 1 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本町下河内

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 8 **枦ノ原3-1 (207-1-007-1)**
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町下河内
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 枦ノ原3-2(207-1-007-2)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 道面-1 (207-1-008-1) 2 0
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 道面-2 (207-1-008-2) 2 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。

- 2 2
- 市の瀬橋東(207-1-011) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
 - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

- 本泉 2 1 (207-1-012-1) 2 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本泉
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

本泉2-2 (207-1-012-2) 2 4

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本泉
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉2-3 (207-1-012-3)

2 5

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本泉
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉1-1(207-1-013-1)

2 6

土砂災害警戒区域の所在地 (1)

天草市本渡町本泉

(2)土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉1-2(207-17-1013-2)

- 2 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本泉
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉1-3(207-1-013-3)

2 8

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市本渡町本泉、本渡町本戸馬場

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 山仁田-1 (207-1-014-1) 2 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 山仁田-2(207-1-014-2)

- 3.0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
 - 次の図のとおり (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊 (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 山仁田-3 (207-1-014-3) 3 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場、本渡町広瀬
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 山仁田-4 (207-1-014-4) 3 2
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場、本渡町広瀬
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)山仁田-5 (207-1-014-5)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 寺之尾公民館北-1(207-2-001-1)

- 3 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 寺之尾公民館北-2 (207-2-001-2) 3 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4) 次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 寺之尾公民館北-3(207-2-001-3) 3 6

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 寺之尾公民館北-4(207-2-001-4) 3 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 三井田橋北-1(207-2-002-1)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
 - 天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 三井田橋北-2 (207-2-002-2) 3 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)

- 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
- 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)
- 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 三井田橋北-3 (207-2-002-3) 4 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)原-1(207-2-003-1)

- 4 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 $\mathbb{R}-2$ (207-2-003-2)

- (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 3 原-3 (207-2-003-3)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 原-4(207-2-003-4) 4 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 原-5(207-2-003-5) 4 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市佐伊津町

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 洲添川北-1 (207-2-004-1) 4 6
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、 その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 洲添川北-2 (207-2-004-2)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 法泉寺橋北-1 (207-2-005-1) 4 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場

- (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 9 法泉寺橋北-2 (207-2-005-2)
 - (1)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本戸馬場
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉3-1(207-2-006-1)

- 5 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本泉
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 本泉 3-2 (207-2-006-2)

- 5 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本渡町本泉
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 一の瀬橋北 (207-2-007)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 5 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3) 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- **枦ノ原公民館東-2(207-2-008-2)** 5 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり

- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- **枦ノ原上奥-1 (207-2-009-1)** 5 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- **枦ノ原上奥-2 (207-2-009-2)** 5 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 5 7
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)
 - 天草市本町下河内 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)
 - 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)
 - 急傾斜地の崩壊 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- **枦ノ原上奥-4 (207-2-009-4)** 5.8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- **枦ノ原上奥-5 (207-2-009-5)** 5 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 道面北一1 (207-2-010-1) 6.0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

道面北-2 (207-2-010-2) 6 1

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

横久保(207-2-011) 6 2

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町新休
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 3 門前橋横-1 (207-2-031-1)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)

天草市本町下河内

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 門前橋横-2(207-2-031-2)

- - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 門前橋横-3 (207-2-031-3) 6 5
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内、本町新休
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 本泉橋横(207-2-032) 6 6
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本渡町本戸馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 下河内-1(207-2-153-1)

6 7

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
- 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 下河内-2(207-2-153-2)

- 6 8
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 6 9
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本 部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 枦ノ原2-2 (207-2-161-2)

- 7 0
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町下河内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 上在郷-1 (207-3-001-1) 7 1
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 上在郷-2 (207-3-001-2)

- 7 2
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市佐伊津町
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 73 上在郷-3 (207-3-001-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 74 佐伊津町 (207-3-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市佐伊津町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 75 西の久保 (207-3-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市本渡町本戸馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 76 本泉4-1 (207-3-011-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町下河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 77 本泉4-2 (207-3-011-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市本町下河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 78 下河内西1 (207-3-012)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本町下河内

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

- 79 下河内西2-1 (207-3-013-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

天草市本町新休

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
- (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 8 0 下河内西2-2 (207-3-013-2)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町新休
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。) 下河内西2-3(207-3-013-3)

- 8 1
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)天草市本町新休
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月19日

島郁 能本県知事 蒲 夫

- 上在 (428-1-005)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)阿蘇郡高森町高森
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - (4)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 上在1 (428-2-015) 2
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 阿蘇郡高森町高森
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

- 上在2 (428-2-016) 3
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)阿蘇郡高森町高森
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 (2)次の図のとおり
 - (3)土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 林 (428-2-036) 4
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 (1)阿蘇郡高森町高森
 - (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (3)急傾斜地の崩壊
 - 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 (4)次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1192号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成26年12月19日

		熊本	、県知事 蒲	<u>島 郁 夫</u>
事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
有限会社松本建設	いずみの里	八代市泉町下岳4345番地	平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日	福祉用具貸与
有限会社松本建設	いずみの里	八代市泉町下岳 4345番地	平成26年 12月10 日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第1193号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第53条第1項本文の規定により指定介護予防 サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示 する。 平成26年12月19日

		熊本	、県知事 蒲	島 郁 夫
事業者の名称又	事業所の名称	 事業所の所在地	指定年月日	サービスの種
は氏名	事業別の名称 	尹未別の別在地	1111 足 午 万 日	類
有限会社松本建	いずみの里	八代市泉町下岳	平成26年	介護予防福祉
設		4345番地	12月10	用具貸与
			目	
有限会社松本建	いずみの里	八代市泉町下岳	平成26年	特定介護予防
設		4 3 4 5 番地	12月10	福祉用具販売
			目	

熊本県告示第1194号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により 少年に有害な興行として平成26年12月10日次のように指定したので、同条第2項の 規定により公示する。

平成26年12月19日

_	1 190 2 0	熊本県知事 蒲	島 郁 夫
	種 別	題 名	指 定 理 由
	有害指定映	乱交の門 むさぼり調教 (オーピー)	著しく性的感
	画	露出願望 見られたい人妻(オーピー)	情を刺激し、少
		痴漢車両 丸出し姉妹 (オーピー)	年の健全な育成
		痴漢と奥様 尻に欲情 (新東宝)	を阻害するおそ

制服日記 あどけない腰使い (オーピー) 女子トイレ エッチな密室 (オーピー) 巨乳事務員 しゃぶれ!(オーピー) 義父の愛人 絡みあう素肌 (オーピー)

れがある。

公

熊本県公告第678号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 築造者の住所 山鹿市鍋田178番地1
- 築造者の氏名 株式会社エスケーホーム 2
- 3 道路の位置 玉名市岱明町下前原字中948番1
- 道路の幅員 6.00メートル
- 38.12メートル 5 道路の延長
- 平成26年12月3日 指定年月日 6
- 指定番号 熊本県指令玉名景建第57号

熊本県公告第679号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区理事長堀洋一から平成26年11月21日付けで 申請のあった定款の変更については、平成26年12月11日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第680号

平成27年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 申請の受付 1
- (1)申請方法

次のいずれかの方法によること。

郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒 を同封すること。)

持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)

受付期間 (2)

郵送の場合

平成27年1月7日(水)から平成27年1月16日(金)まで(平成27年1 月16日の消印有効)

持参の場合

平成27年1月19日(月)から平成27年1月21日(水)まで 受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

提出先 (3)

郵送の場合

〒862-8570 (県庁専用郵便番号)

熊本県土木部監理課建設業班 (入札参加者資格申請・県外工事)

持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館1階101会議室 ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる

		」ログ共なる。	
商号の頭文字	受付日 (来庁日)	商号の頭文字	受付日(来庁日)
ア行からサ行まで	1月19日(月)	タ行からハ行まで	1月20日(火)
マ行からワ行まで	1月21日(水)		

2 審查対象期間

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に決算日が属する事業年度

提出書類及び提出部数

(1) 新規申請を行う者 (平成26年度及び平成27年度において入札参加者資格を有しない者) の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審查申請書<県外工事> (様式1)	2部
1	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し	1部
'	※審査時までに当該通知書の送付を受けてない者にあっては、審査	1 1 1
	済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審	
	査項目(社会性)及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状(原本に限る。様式自由)	1 部
	※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の	
	明示があること。	
工	使用印鑑届 (様式2) (原本に限る。)	1 部
才	申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知の写し	1 部
カ	委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書(建設	1 部
	業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号別紙	
	2 (1) 若しくは(2)) 又は変更届出書(様式第22号の2(第	
	二面)の写し	
キ	誓約書兼申請者等調書(様式3)	1 部
ク	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと	1 部
	の証明書、個人事業主にあっては申告所得税と消費税及び地方消費	
	税に未納がないことの証明書(国税通則法施行規則(昭和37	
	年大蔵省令第28号)別紙第9号書式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあって	1 部
	は、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行	
	規則(昭和30年熊本県規則第4号)別記第28号様式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	4 427
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本場が済知した競争入れる加考察検認会済知書の写し	1 部
サ	県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1 部
) ^{''}	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあるては、中小企業庁登行の党公憲適格組合証明書の写し及び組合員	工 肯)
	っては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員 名簿	
シ	石	1 部
特記		T 11h

特記事項

- 1 書類は、アからシまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。 2 郵送による申請をする場合にあっては、申請書(副)の返信用として、切手を貼付した封筒(長形3号(定型)、82円切手貼付)を同封すること。) 申請業種の変更を行う者(平成26年度及び平成27年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望するもの)の場合

	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書<県外工事・申請業種の変更>(様式	2 部
	1 0 2)	
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し	1 部
	※審査時までに当該通知書の送付を受けてない者にあっては、審査	
	済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審	
	査項目(社会性)及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知の写し	1 部
エ	委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書(建	1 部
	設業法施行規則別記様式第1号別紙2(1)若しくは(2))又は	
	変更届出書 (様式第22号の2 (第二面)) の写し	
才	誓約書兼申請者等調書 (様式3)	1 部

熊

カ	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと	1 部
	の証明書、個人事業主にあっては申告所得税と消費税及び地方消費	
	税に未納がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書	
	式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
キ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあって	1 部
	は、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行	
	規則別記第28号様式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
ク	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本	1 部
	県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	
ケ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書(様式4)	1 部

特記事項

- アからケまでの順番で、ひも綴じにて提出すること
- 郵送による申請をする場合にあっては、申請書(副)の返信用として、切手を貼 付した封筒(長形3号(定型)。82円切手貼付)を同封すること。
- 資格審査及び結果通知
- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入 札参加者資格審査格付要項(平成15年熊本県告示第221号)の規定により、入札 参加者資格の有無について審査を行う。
- 3に掲げる提出書類(本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写しを除 (2))に不足がある場合は資格審査の申請を受け付けない。
- (3)次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない
 - 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
 - 委任先(熊本県と契約を締結する権限を有する営業所)に許可がない業種
 - 事業協同組合、協同組合、共同企業体等(以下「事業協同組合等」という。)の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。 ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受け ている場合は、この限りでない。 審査の結果は、平成27年3月末までに文書で通知する予定である。
- 入札参加者資格の有効期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

- 注意事項
-) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、1か 所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式 (1)工事は支店で契約する」という申請はできない。
- 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしな
- 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者 (3)登録がなければ、熊本県の入札には参加できない。

なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システム ホームページを確認すること。

熊本県市町村電子入札システムホームページ

URL http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/

電子入札コールセンター(電子入札システムに関する問合せ)

096 - 373 - 2032

- その他 7
- 申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 間合せ先

〒862-8570 (県庁専用郵便番号)

熊本県土木部監理課建設業班

電話 096 - 333 - 2485

FAX 096 - 381 - 5404

熊本県公告第681号

平成27年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入 札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

申請の受付

(1)申請方法 次のいずれかの方法によること。

郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒 を同封すること。)

持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)

(2)受付期間

郵送の場合

平成27年1月7日(水)から平成27年1月16日(金)まで(平成27年1 月16日の消印有効)

持参の場合

平成27年1月19日(月)から平成27年1月21日(水)まで

受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

提出先 (3)

郵送の場合

〒862-8570 (県庁専用郵便番号)

熊本県土木部監理課建設業班(入札参加者資格申請:測量・コンサルタント)

持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館1階101会議室 ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる

// HI /J */ PR // I		11 H W 74 B 0	
商号の頭文字	受付日(来庁日)	商号の頭文字	受付日(来庁日)
ア行からサ行まで	1月19日(月)	タ行からハ行まで	1月20日(火)
マ行からワ行まで	1月21日(水)		

審查対象期間

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に決算日が属する事業年度。 ただし、新規設立法人で平成26年9月30日から申請時までに第1期の決算を終える 者については、当該事業年度を審査対象とする。

受付業種

(1)測量業務(次に掲げるものをいう。

測量一般(測量(地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。)

地図調整(測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。) 航空測量(航空機等を使用して空中から行う測量をいう。) 建築関係建設コンサルタント業務(次に掲げるものをいう。 ゥ

(2)

建築一般(建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。)

意匠 (建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。) イ

構造(建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。 ゥ

暖冷房(建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監 工 理をいう。

衛生(建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理 才 をいう。

力 電気(建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。)

建築積算 (建築工事に係る積算をいう。)

機械設備積算(建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。

電気設備積算(建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。 ケ

調査 (アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。)

耐震診断(建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び 監理をいう。

地区計画及び地域計画(住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建 築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。) 土木関係建設コンサルタント業務

(3)

(4)地質調査業務

(5)補償関係コンサルタント業務(次に掲げるものをいう。)

物件、権利調査(土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関 する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、 木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。

事業関連調査(事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。)
登記書続等の登記書続に関する業務等をいう。)

(6) 白あり駆除関係業務

提出書類及び提出部数

新規申請を行う者(平成26年度及び平成27年度において入札参加者資格を有 (1)しない者)の場合

		提	出	書	類			提出部数
ア	入札参加者資格審查	申請書	<測量	・建設	コンサルタ	ント等>	(様式	2 部

,	1)	1 分7
1	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 (様式2)	1 部
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状(原本に限る。様式自由) Web は は スカー おかなけ エカバ への 変 (なな) と思って (ない と 思った) と	1 部
	※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の	
	明示があること。	tetr
工	使用印鑑届(様式3)(原本に限る。)	1 部
<u>オ</u>	誓約書兼申請者等調書(様式4)	1 部
カ	登録証明書等の写し	1 部
	(ア) 測量業務の申請者	
	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による	
	登録を証する書面の写し (イ)建築関係建設コンサルタント業務(建築一般)の申請者	
	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定によ	
	る登録を証する書面の写し	
	(ウ) その他の業種の申請者	
	建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717	
	号)、地質調査業者登録規定(昭和52年建設省告示第718号)、	
	補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341	
	号)及び不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第15	
	2号)第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面	
	の写し	
キ	測量等実績調書(様式5)	1 部
ク	技術者資格一覧表 (様式6)	1 部
ケ	技術者経歴書(様式7)	1 部
コ	法人にあっては、商業登記の現在事項全部証明書の写し、個人事業	1 部
	主にあっては、市町村発行の身分(身元)証明書の写し	
	※発行後、3か月以内のもの。	
サ	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと	1 部
	の証明書、個人事業主にあっては申告所得税と消費税及び地方消費	
	税に未納がないことの証明書(国税通則法施行規則(昭和37	
	年大蔵省令第28号)別紙第9号書式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
シ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあって	1 部
	は、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行	
	規則(昭和30年熊本県規則第4号)別記第28号様式)	
	(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
ス	申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認	1 部
	証を受けている場合にあっては、申請日現在において有効な審査登	
	録証(ISOの認証機関である公益財団法人日本適合性認定協会	
	(JAB)又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査	
	登録機関が発行したもの)等の写し	
	※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが 分かる書類(付属書・組織図等)を添付すること。	
	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本	1 部
ث	甲請口現住、熊本県入札参加有賃格を有している有にあっては、本日県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	1 司)
ソ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあ	1 部
/	一っては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員	다 다
	名簿	

特記事項 1 書類は、アからタまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。

- 郵送による申請をする場合にあっては、申請書(副)の返信用として、切手を貼付した封筒(長形3号(定型)。82円切手貼付)を同封すること。申請業種の変更を行う者(平成26年度及び平成27年度において入札参加者資
- 格を有する者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者)の場合

TH	で有りる有く、利にな米性に 2v く就ず八七多加で和主りる有りの物	
	提出書類	提出部数
ア	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等、申請業	2 部
	種の変更>(様式1の2)	
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表(様式2)	1 部
ウ	誓約書兼申請書等調書(様式4)	1 部
工	登録証明書等の写し	1 部
	(ア) 測量業務の申請者	
	測量法第55条の規定による登録を証する書面の写し	
	(イ) 建築関係建設コンサルタント業務 (建築一般) の申請者	
	建築士法第23条の規定による登録を証する書面の写し	
	(ウ)その他の業種の申請者	
	建設コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定、補償コ	
	ンサルタント登録規定、及び不動産の鑑定評価に関する法律第2	
	4条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
才	測量等実績調書(様式5)	1 部
	※新たに申請する業種に限る。	
カ	技術者資格等一覧表 (様式 6)	1 部
	※新たに申請する業種に限る。	
キ	技術経歴書(様式7)	1 部
	※新たに申請する業種に限る。	
ク	法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと	1 部
	の証明書、個人事業主にあっては申告所得税と消費税及び地方消費	
	税に未納がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書	
	式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあって	1 部
	は、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行	
	規則別記第28号様式)(写し可)	
	※証明年月日が申請日から3か月以内のもの	
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本	1 部
	県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し	
サ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書(様式8)	1 部

特記事項

- アからサまでの順番で、ひも綴じにて提出すること
- 郵送による申請をする場合にあっては、申請書(副)の返信用として、切手を貼付した封筒(長形3号(定型)。82円切手貼付)を同封すること。
- 資格審査及び結果通知
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づき、入札参 (1)加者資格の有無について審査を行う。
- 4に掲げる提出書類(本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写しを除)に不足がある場合は資格審査の申請を受け付けない。 次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。 審査対象期間に含まれる決算日から直前の2か年において実績がない業種(希望 (2)
- (3)
 - する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要)
 - 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント 業務のうち建築一般
 - 事業協同組合、協同組合、共同企業体等(以下「事業協同組合等」という。)の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受け ている場合は、この限りでない。 審査の結果は、平成27年3月末までに文書で通知する予定である。
- 入札参加者資格の有効期間
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

注意事項

- 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。 (1)
- 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又 (2)は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はし
- 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者 登録がなければ、熊本県の入札には参加できない。 なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システ (3)

ムホームページを確認すること。

熊本県市町村電子入札システムホームページ

URL http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/ 電子入札コールセンター(電子入札システムに関する問合せ)

096 - 373 - 2032

その他 8

申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。

問合せ先

〒862-8570 (県庁専用郵便番号) 熊本県土木部監理課建設業班

電話 $0\ 9\ 6\ -\ 3\ 3\ 3\ -\ 2\ 4\ 8\ 5$

096 - 381 - 5404F A X

熊本県公告第682号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があ ったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書 類を縦覧に供する。

平成26年12月19日

熊本県知事 島 郁 夫 蒲

大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)スーパー・キッド八代古閑中町店

八代市古閑中町1210ほか

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 2

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社九州リースサービス	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
代表取締役 藤丸 修	

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社アレス	熊本市北区楠七丁目8番10号
代表取締役 蒲原 晴生	

- 大規模小売店舗の新設をする日 4
 - 平成27年7月18日(希望予定日)
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 589平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1)駐車場の位置及び収容台数
 - 5 4 台 建物西侧
 - (2)駐輪場の位置及び収容台数
 - 建物西側 18台
 - 荷さばき施設の位置及び面積 (3)

建物北側 27平方メートル No. 1 建物西侧 45.5平方メートル No. 2

72. 5平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (4)

- 建物北側 7.45立方メートル 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時間 午前9時 午後11時 閉店時間
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (2)午前8時30分から午後11時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (3)建物敷地西側及び北側 2 箇 所
 - (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 の (3) の No. 1 2 4 時間

6の(3)の№2 午前0時から午前8時まで

届出年月日

平成26年12月8日

届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振

平成26年12月19日から平成27年4月19日まで

熊本県公告第683号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」 という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊 本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 工事番号 平成26年度 危防工第2号
- 工 事 名 熊本県防災行政無線システム再整備工事 2
- 工事場所 熊本県庁外県内一円 3
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県知事公室危機管理防災課

- 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 落札者を決定した日 平成26年10月20日

落札者の名称、所在地及び構成員の名称 日本無線・扶桑電通・SYSKEN・電盛社特定建設工事共同企業体 代表者 日本 無線株式会社 熊本営業所 所長 梶原正博熊本市東区尾ノ上一丁目8番30号

日本無線株式会社熊本営業所、扶桑電通株式会社九州支店、株式会社SYSKEN、 株式会社電盛社

- 落札金額 6,048,000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 448,000,00円)
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成26年8月22日

熊本県公告第684号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、三角港港湾計画 の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 三角港港湾計画の軽易な変更の概要
 - (1)公共ふ頭計画

際崎地区

変更後

水深3.0メートル 物揚場 延長80メートル[既設] 1~クタール(荷さばき施設用地及び保管施設用地) ふ頭用地 [既設の変更計画]

変更前

既設 水深3.0メートル 物揚場 延長80メートル [既設] ふ頭用地 1ヘクタール(荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(2)港湾環境整備施設計画

西港地区

変更後

2~クタール「既定計画の変更計画] 緑地

変更前

既定計画 緑地 2ヘクタール

際崎地区

変更後

4~クタール [既定計画の変更計画] 緑地

変更前

既定計画 緑地 3ヘクタール

(3) 土地利用計画

(単位:ヘクタール)

地区	用途	ふ 頭 用 地	港湾関連用地	交流厚生用地	都市機能用 地	緑 地	合 計
変	西港地区	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.8)	(1.8)
更 後	四径坦区	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8
変更前	西港地区	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(1.6)
前		0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6
変更	際崎地区	(11.3)	(2.8)	(0.8)	(1.7)	(3.6)	(20.2)
後	际 啊 坦 兦	11.3	2.8	0.8	1.7	3.6	20.2
変更	1887 小大 116 日ご	(12.0)	(3, 5)	(0.0)	(2.1)	(2.5)	(20.1)
更前	際崎地区	12.0	3.5	0.0	2.1	2.5	20.1

- (注) 1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、 特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
 - 2 今回の変更に係る地区のみ記述した。
- 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第685号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、水俣港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。

平成26年12月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 水俣港港湾計画の軽易な変更の概要
 - (1) 臨港交通施設計画の概要

地 区		施設名	起点	終点	車線数	備考
-ds	百間地区	臨港道路 明神汐見線	明神線	汐見線	2車線	新規計画
変 更 後		臨港道路 汐見線	明神汐見線	百間線	2車線	既設の 変更計画
1久		その他道路	百間線	国道3号	2車線	既設の 変更計画
変 更 前	百間地区	その他道路	国道3 号	市道汐見町 1号線	2車線	既設

(2) 土地造成及び土地利用計の軽易な変更の概要 土地造成計画

(単位:ヘクタール)

١	地区名	規定計画		今回計画		
	선 인	土地利用区分	面積	土地利用区分	面積	
1 .		交通機能用地	4.0	交通機能用地	4.3	
	百間地区	(うちその他道路)	(8.0)	(うちその他道路)	(0.4)	
		計	4.0		4.3	

土地利用計画

(単位:ヘクタール)

地区	用途区名	ふ 頭用 地	港湾関連 用 地	危険物取扱 施設用地	交通機能用 地	緑地	合計
変更	百間地区	(12.4)	(2.5)	(1.0)	(3, 9)	(42.4)	(62. 2)
) 後	日則地区	12.4	2. 5	1.0	4. 3	42.4	62.6
変		(12.4)	(2.5)	(1.0)	(3. 2)	(42.4)	(61.5)
更前	百間地区	12.4	2. 5	1.0	4.0	42.4	62. 3

- (注) 1) は、 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、 特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
 - 今回の変更に係る地区のみ記述した。

能

本

県

公

報

港湾計画の縦覧の場所 2

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部河川港湾局港湾課

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第5号

平成26年度第5回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年12月8日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会 高 木 一 委員長

開催日時 1

> 平成27年1月21日(水) 午後7時から午後9時まで

開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館 8階803会議室

平成26年12月分の感染症発生動向調査の解析評価について

傍聴者の定員 4

5 人

- 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する
 - (3)会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非 公開とする場合がある。
- 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課) (電話096-333-2240)

熊本県道路公社告示第1号 次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月19日

熊本県道路公社理事長 戸塚誠司

- 一般競争入札に付する事項
- 松島有料道路料金徵収等業務委託 (1)業務名
- (2)業務内容 松島有料道路における料金徴収業務及び松島有料道路から松島有明道路 までのパトロール等交通管理業務
- 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで (3)委託期間
- 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の(1) から(5) までに掲げる条件をすべて満たす者であること。(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな い者
- (2) 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者

- (3)経営状態が健全であると認められる者 (4)熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定す る暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- (5)次のいずれかに該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある現場代理人を管理事務所に専任で配置できる者
 - 九州地域内(沖縄県を除く。)に本社、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく他の会社又は地方道路公社等の有料道 路若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく有料道路において 過去5年間に2年以上の料金徴収業務経験を有する者
 - 熊本県内に本社、支店又は営業所を有し、駐車場法(昭和32年法律第106 号)第12条の規定に基づき都道府県知事に届出をした駐車場で、単位時間制に より料金を徴収する駐車料金システムを採用する者(無人駐車機器等によるものを除く。)又は海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定に基づき 一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業を現に営む 者(海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送業務を事業に含む者に限る。) のうち、次の全ての条件を満たす者 (これらの者から過去5年間に2年以上の料 金徴収業務を受託している者を含む。

16名以上 常勤職員

- 取扱台数 1日当たり500台以上(過去2年間における最大取扱台数)
- 営業年数 5年以上
- 資本金等 500万円以上 T
- 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
- (1) 申込みの方法

熊本県道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付のう え、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。

なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければな らない。

(2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先 熊本県道路公社松島道路管理事務所

郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4

0969 - 28 - 3331

(3) 申込等書類の受付期間

平成26年12月19日から平成27年1月21日までの日(日曜日、土曜日、国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、 月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)の午前8時30分から 午後5時までとし、受付期間内に必着とする。)一般競争入札参加資格の有効期限

資格確認の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。

- (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知 参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、平成27年2月6日までに通 知する。
- 契約条項を示す場所等
- (1)契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 熊本県道路公社松島道路管理事務所 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4 電話番号 $0\ 9\ 6\ 9\ -\ 2\ 8\ -\ 3\ 3\ 3\ 1$
- 入札説明書の交付
 - 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説 1 明書による
 - 交付期間は、平成27年2月6日から平成27年2月26日までの日(日曜日、 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を) の午前8時30分から午後5時までとする。
- 入札及び開札の日時及び場所
- 平成27年2月27日(金) 午後上天草市松島町合津4276-44 (1)目時 午後1時30分
- (2)場所

松島総合センター「アロマ」第1研修室

(3) その他

競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があるこ とを確認した旨の通知書の写しを持参すること。

入札書の記載方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の108 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2)入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契 約入札心得(熊本県競争契約入札心得を準用する。)の規定による。
- (3)入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- (4)入札書は、5の(2)記載の入札場所に持参すること。
- (1) 入札保証金 入札説明書による。 (2) 契約保証金 入札説明書による。 (3) 最低制限価格 有

- (4)入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。 (5)落札者の決定の方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上 の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 (6) その他詳細は、入札説明書による。